

茨城県中央環境衛生組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

令和6年4月1日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続法（平成5年法律第88号）及び茨城県中央環境衛生組合行政手続条例（令和6年茨城県中央環境衛生組合条例第5号）の規定に基づき、管理者その他の処分権限を有する者が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関し、他に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(聴聞及び弁明の機会の付与の手続)

第2条 聴聞及び弁明の機会の付与の手続については、茨城町聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成9年茨城町規則第2号）の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。